

事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）別紙
【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入力	確認
贈与者、被相続人の氏名		※	※

※欄は記入しないでください。

1 一定の事由により特定資産の保有割合^(注1)又は運用収入割合^(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定^(注3、4、5)

イ	☐ 租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	☐ 租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその年分の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合は年分） 令和_____年_____月_____日（令和_____年分）

(3) 事由の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限※ 令和_____年_____月_____日

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の年分の翌年12月31日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 _____%
運用収入

(2) 1の割合を減少させた年月日（1(1)ロの場合は年分） 令和_____年_____月_____日（令和_____年分）

(3) 1の割合を減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が死亡等の日後となる場合には、2の事項の記載は不要です。

記載方法等

この明細書は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 14 項又は第 70 条の 6 の 10 第 15 項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日^{（注 6）}（直前の特例（贈与・相続）報告基準日がない場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該死亡等の日までの間に租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 14 項ただし書又は第 17 項ただし書（これらの規定を同令第 40 条の 7 の 10 第 14 項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合に該当することとなったときに、「事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）」とともに免除届出書に添付して提出してください。

（注）1 「特定資産の保有割合」とはその日の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る次の割合をいい、その基準割合は 70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

B＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 8 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の帳簿価額の合計額

C＝過去 5 年以内において租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 2 項第 4 号ハに規定する特別関係者が当該特例事業受贈者から受けた同号ハに規定する必要経費不算入対価等の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その年分の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75%です。

3 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 14 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 7 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 17 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 9 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその年分の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日をいいます。